
種別 : 個人
法人名 : 公智法律事務所
役職 : 弁護士
氏名 : 黒澤基弘、白田太郎

企業会計基準委員会 御中

期限が7月10日とのことですが、標記有償新株予約権の取扱いについては、以下の理由からより慎重な議論が必要かと思い、一意見として送付させていただきます。

- ・独立した第三者評価機関の評価に基づき、公正価値としての対価の実際の支払いこみを持って発行しているものであり、一律に報酬性があることに疑問がある。
- ・公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成28年5月20日公表)にも、公正発行の有償新株予約権は「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とある。
- ・従前、付与対象者の税務について、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、給与所得ではないという扱いになっている。
- ・有償新株予約権の導入企業は、持株会と同様の投資制度として活用している場合もあり、かかる発行目的であれば企業会計基準適用指針第17号に合致しているため、導入会社の発行目的を無視して基準を設定する根拠に乏しい。
- ・公開草案の17~23項のうち、特に17項(1)については、論理的つながりが分かりづらい。
- ・有償新株予約権は、投資元本(払込価額)が毀損する可能性があるところ、報酬制度としてくるには無理がある。
- ・ベンチャー企業の育成の阻害要因ともなりかねない。